

▶特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 818,100 円 (909,000 円)
	副市長 666,000 円 (740,000 円)
	教育長 589,500 円 (655,000 円)
報酬	議長 414,000 円 (460,000 円)
	副議長 361,800 円 (402,000 円)
	議員 333,000 円 (370,000 円)
期末手当	市長
	副市長
	教育長
	議長
	副議長
	議員
退職手当	市長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.565
	副市長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.40
	教育長 減額措置後の給料月額×在職月数×0.25

※( )内は、給与等の減額措置を行う前の額です。  
 ※退職手当は任期ごとに支給されます。

▶給与等の減額措置の状況

対象者	減額の内容
市長・副市長 教育長	給料, 期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)
議長・副議長 議員	報酬, 期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)
病院事業管理者	給料, 期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)
水道事業管理者	給料, 期末手当の 10% (平成 26 年 4 月 1 日～)

▶退職手当

支給率	自己都合	定年前早期・死亡・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分

**[その他の加算措置]**  
 定年前早期退職特例措置 (2 ~ 45%加算)  
**[1 人あたり平均支給額]**  
 自己都合 : 9,956,000円  
 定年前早期・死亡・定年 : 22,250,000円

※退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です。(水道局, 病院局を除く)  
 ※金額は 1,000 円未満を端数処理しています。

▶その他の手当

手当	内容および支給単価
扶養手当	配偶者 10,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 子 10,000 円 特定期間における加算 5,000 円
通勤手当	<b>[交通機関利用]</b> 運賃相当額に応じて支給 最高限度額 55,000 円 (月額) <b>[自動車等使用]</b> 通勤距離が片道 2km 以上から距離に応じて支給され、最高限度額は通勤距離が片道 48km 以上の場合で 27,500 円
住居手当	<b>[職員が自ら居住する借家・借間]</b> 家賃等の月額が 22,000 円以下の場合 家賃等の月額から 11,000 円を控除した額 <b>家賃等の月額が 22,000 円超の場合</b> 家賃等の月額から 22,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に加算した額 (最高限度額 27,000 円) <b>[自宅]</b> 新築または購入の日から 5 年まで 2,500 円
管理職手当	<b>[支給内容]</b> 課長級, 次長級, 部長級の職員に支給 課長級 : 32,500 円, 次長級 : 38,300 円, 部長級 : 43,200 円
時間外勤務手当	<b>[支給内容]</b> 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対し、勤務 1 時間につき、給料の時間単価の 25 ~ 75%増の額を支給
休日勤務手当	<b>[支給内容]</b> 祝日法による休日等または年末年始の休日等に、正規の勤務時間として勤務した職員に対し、勤務 1 時間につき、給料の時間単価の 35%増の額を支給 (年末年始の休日は 50%増)
宿日直手当	<b>[支給内容]</b> 宿日直勤務をした職員に対し、勤務の内容、時間に応じ 4,200 ~ 21,000 円を支給
管理職員特別勤務手当	<b>[支給内容]</b> 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合、勤務 1 回につき 4,000 ~ 6,000 円を支給 (6 時間を超える勤務にあつては、150/100 を乗じた額)